

第二章 介護予防訪問介護 まとめ

※特に時期の記載がない質問については、平成28年10月1日現在で回答。

Q3: サービス種類 (件)

	市内 21 事業所	市外 15 事業所	合計 36 事業所
訪問介護	21	14	35
介護予防訪問介護	21	14	35
総合現行相当	2	9	11
総合訪問型緩和	0	2	2

Q4: 総合事業開始後の所感(自由記述回答)

Q3 で、総合事業を提供していると回答した事業所で、総合事業の開始後の所感や、開始したことで発生した不都合等があれば教えてください。

★市内事業所

・契約書を変更しただけで特に不都合はありませんでしたが、内容等がよく理解できていないようで、心配があります。サービスは今まで通りです。

★市外事業所

・総合事業の届出をしてゆうパックで届いていることが確認できたが受理されておらず、初月の算定に遅れが発生した。

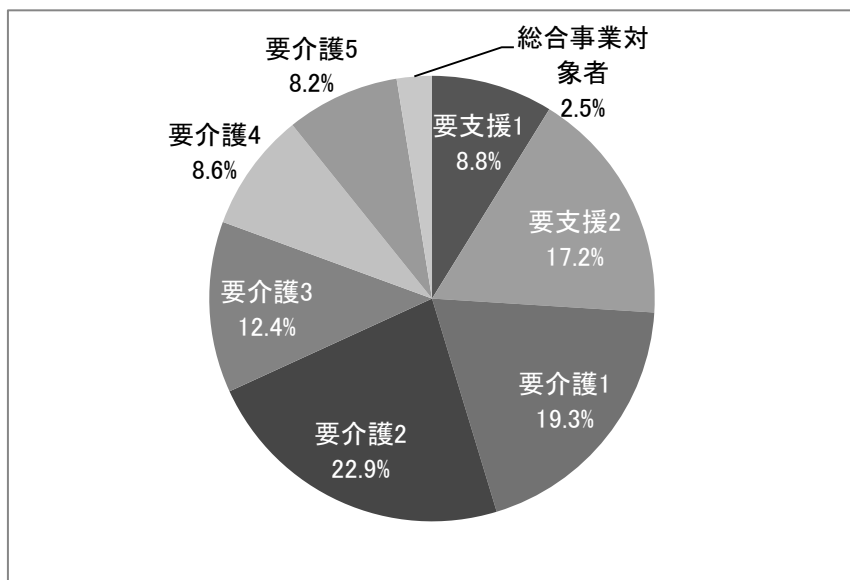
・請求時に少々とまどいがありました。

・現行と変わらず、なので何もありません。

・相模原市は現行移行なので、そのままサービス提供しているが、単位数等変更(下落)になる様だと厳しい状況になると思う。

Q5: 介護度別利用者数 (人)

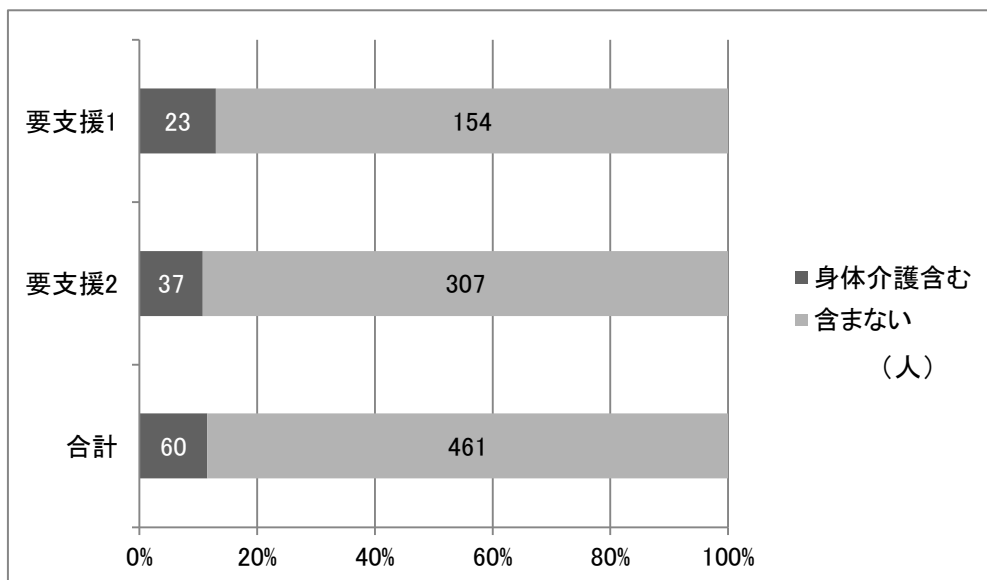
要介護状態区分	市内(21)	市外(15)	合計(36)
要支援 1	97	80	177
要支援 2	196	148	344
要介護 1	220	167	387
要介護 2	244	214	458
要介護 3	131	118	249
要介護 4	96	77	173
要介護 5	98	67	165
総合事業対象者	8	43	51



Q6: 身体介護が含まれている利用者 (人)

Q5 の要支援の利用者のうち、提供するサービスに「身体介護が含まれている利用者」の人数をご記入ください。正確な人数がすぐにわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

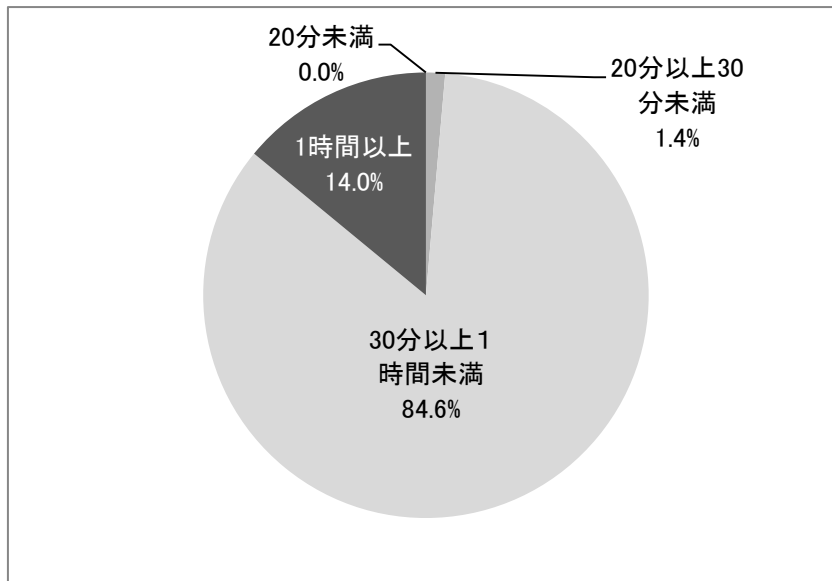
	市内(21)	市内(15)	合計(36)	「含まない」人数	「含まれている」割合
要支援1	14	9	23	154	13.0%
要支援2	12	25	37	307	10.8%
合計	26	34	60	461	11.5%



Q7:1 回あたりの平均訪問時間(サービス提供時間) (人)

要支援の利用者について、1回あたりの平均訪問時間(サービス提供時間)のおおむねの内訳をご記入ください(移動時間を除く)。

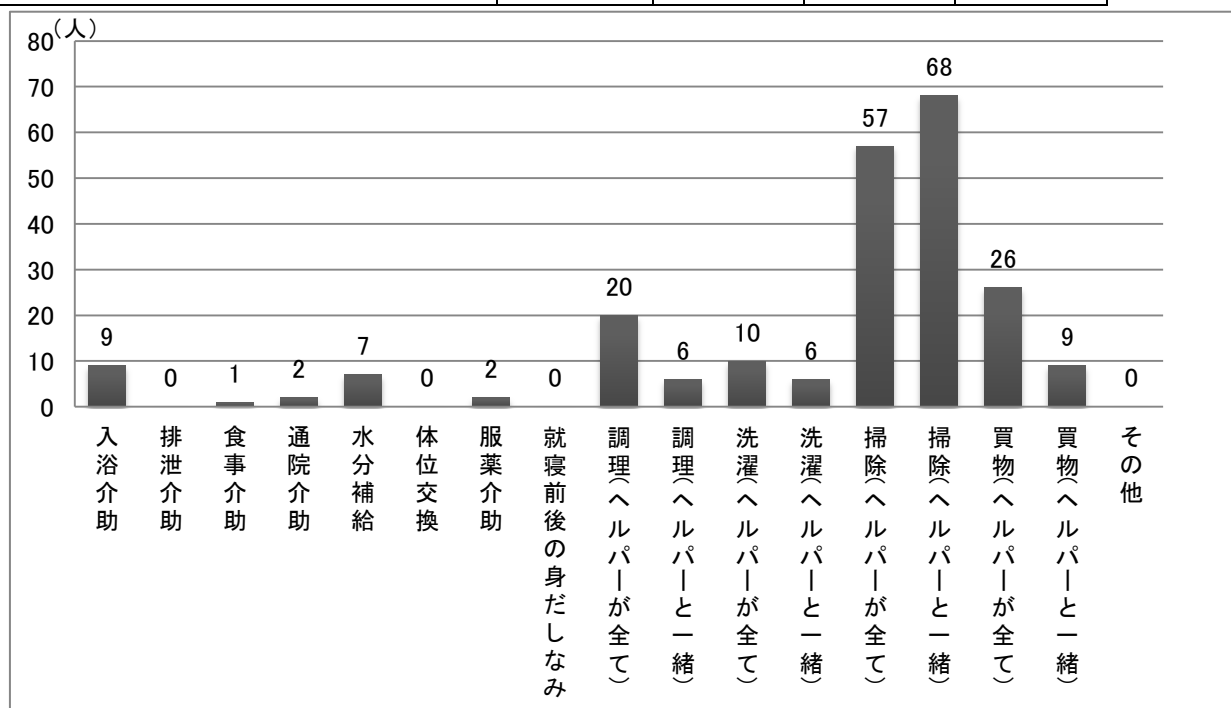
	市内(21)	市内(15)	合計(36)	割合
20分未満	0	0	0	0%
20分以上30分未満	6	1	7	1.4%
30分以上1時間未満	226	202	428	84.6%
1時間以上	54	17	71	14.0%
合計	286	220	506	100%



Q8: サービスごとの人数

要支援1

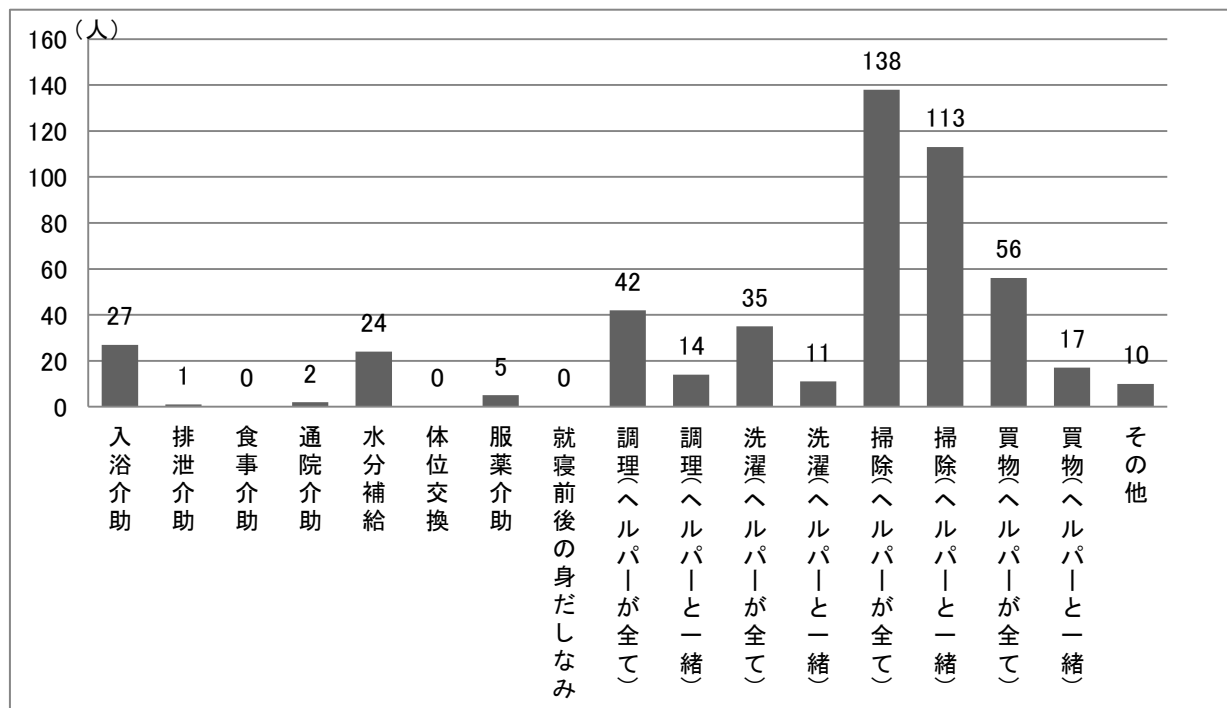
サービス提供内容	市内(21)	市内(15)	合計(36)	割合
入浴介助	3	6	9	4.0%
排泄介助	0	0	0	0.0%
食事介助	0	1	1	0.4%
通院介助	1	1	2	0.9%
水分補給	7	0	7	3.1%
体位交換	0	0	0	0.0%
服薬介助	1	1	2	0.9%
寝るときや起きた後の身だしなみ	0	0	0	0.0%
調理(ヘルパーが全て行う)	9	11	20	9.0%
調理(ヘルパーと本人が一緒に行く)	1	5	6	2.7%
洗濯(ヘルパーが全て行う)	1	9	10	4.5%
洗濯(ヘルパーと本人が一緒に行く)	4	2	6	2.7%
掃除(ヘルパーが全て行う)	37	20	57	25.6%
掃除(ヘルパーと本人が一緒に行く)	32	36	68	30.5%
買物(ヘルパーが全て行う)	15	11	26	11.7%
買物(ヘルパーと本人が一緒に行く)	3	6	9	4.0%
その他	0	0	0	0.0%
合計	114	109	223	100.0%



要支援2

サービス提供内容	市内(21)	市内(15)	合計(36)	割合
入浴介助	15	12	27	5.5%
排泄介助	0	1	1	0.2%
食事介助	0	0	0	0.0%
通院介助	0	2	2	0.4%
水分補給	24	0	24	4.8%
体位交換	0	0	0	0.0%
服薬介助	5	0	5	1.0%
寝るときや起きた後の身だしなみ	0	0	0	0.0%
調理(ヘルパーが全て行う)	18	24	42	8.5%
調理(ヘルパーと本人が一緒に行う)	3	11	14	2.8%
洗濯(ヘルパーが全て行う)	0	35	35	7.1%
洗濯(ヘルパーと本人が一緒に行う)	8	3	11	2.2%
掃除(ヘルパーが全て行う)	82	56	138	27.9%
掃除(ヘルパーと本人が一緒に行う)	62	51	113	22.8%
買物(ヘルパーが全て行う)	31	25	56	11.3%
買物(ヘルパーと本人が一緒に行う)	8	9	17	3.4%
その他	8	2	10	2.0%
合計	264	231	495	99.9%

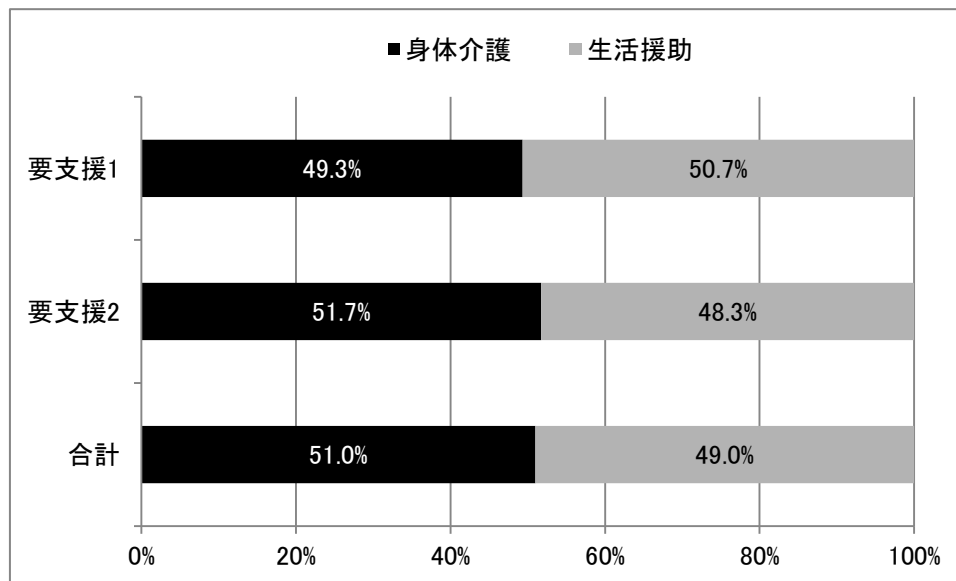
その他: 身体介護を伴わない入浴の準備、片付け、居室の清掃等。足浴+掃除。



要介護状態 区分	身体介護		生活援助		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
要支援1	110	49.3%	113	50.7%	223	100%
要支援2	256	51.7%	239	48.3%	495	100%
計	366	51.0%	352	49.0%	718	100%

※生活援助:ヘルパーが全て行う調理、洗濯、掃除、買物、その他。

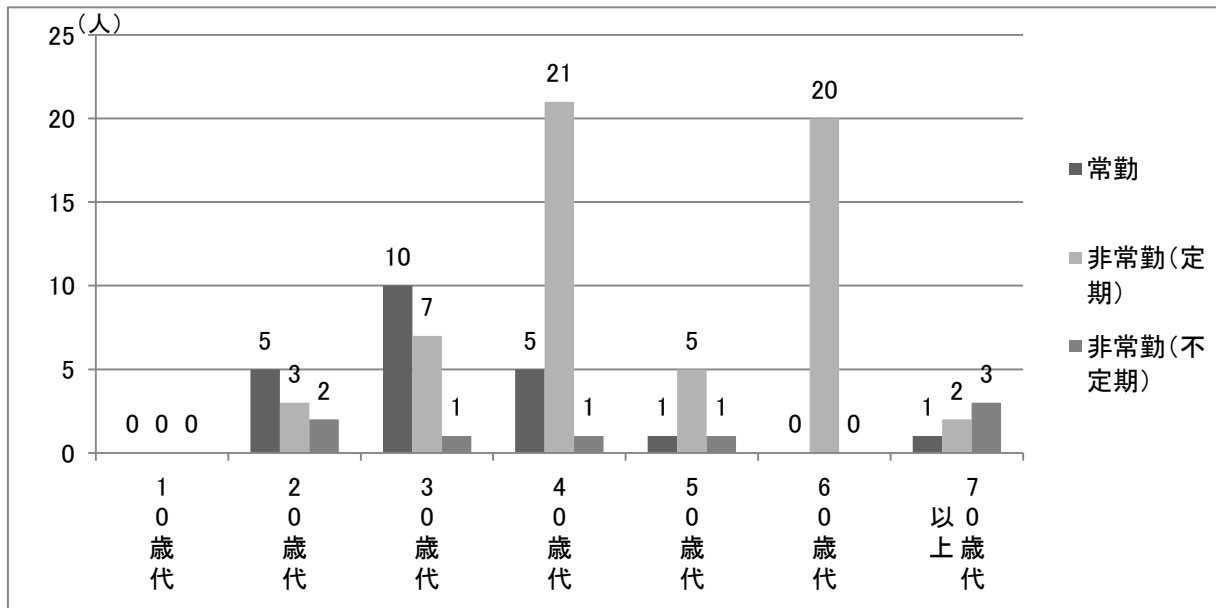
身体介護:生活援助以外の提供サービス



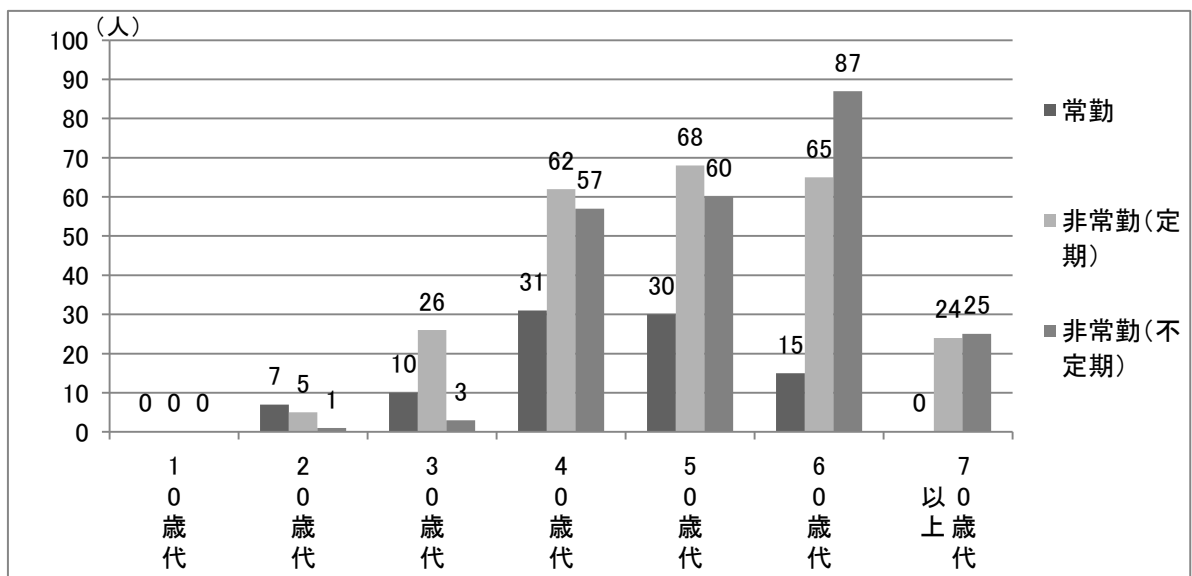
Q9:訪問介護員の人数 (人)

貴事業所に所属する訪問介護員について、次の項目ごとの人数をご記入ください。詳細な人数がすぐにはわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

男性	市内(21)			市内(15)			合計(36)		
	常勤	非常勤 (定期)	非常勤 (不定期)	常勤	非常勤 (定期)	非常勤 (不定期)	常勤	非常勤 (定期)	非常勤 (不定期)
10歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	3	1	2	2	2	0	5	3	2
30歳代	9	4	0	1	3	1	10	7	1
40歳代	3	6	0	2	15	1	5	21	1
50歳代	0	2	0	1	3	1	1	5	1
60歳代	0	4	0	0	16	0	0	20	0
70歳代以上	0	0	3	1	2	0	1	2	3
合計	15	17	5	7	41	3	22	58	8



女性	市内(21)			市内(15)			合計(36)		
	常勤	非常勤(定期)	非常勤(不定期)	常勤	非常勤(定期)	非常勤(不定期)	常勤	非常勤(定期)	非常勤(不定期)
10歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	4	4	1	3	1	0	7	5	1
30歳代	7	7	3	3	19	0	10	26	3
40歳代	16	30	40	15	32	17	31	62	57
50歳代	15	39	41	15	29	19	30	68	60
60歳代	9	29	64	6	36	23	15	65	87
70歳代以上	0	7	25	0	17	0	0	24	25
合計	51	116	174	42	134	59	93	250	233



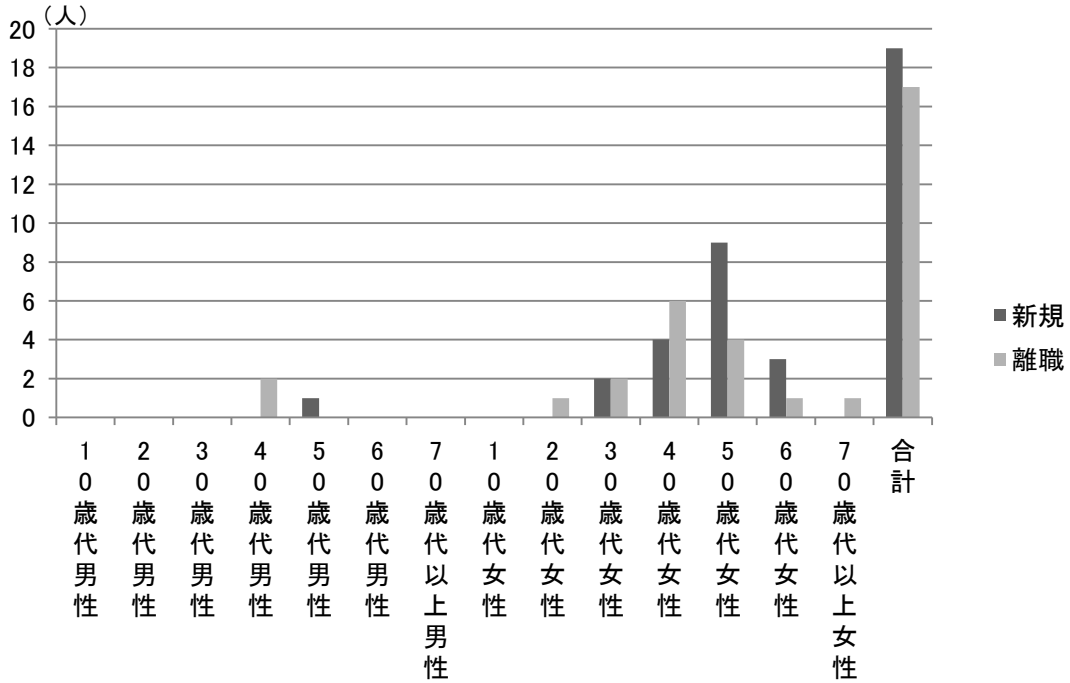
Q10:新規採用者数、離職者数（人）

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)の貴事業所の新規採用者数、および離職者数をご記入ください(年齢層別)。詳細な人数がすぐにわからない場合は、おおむねの人数で結構です。

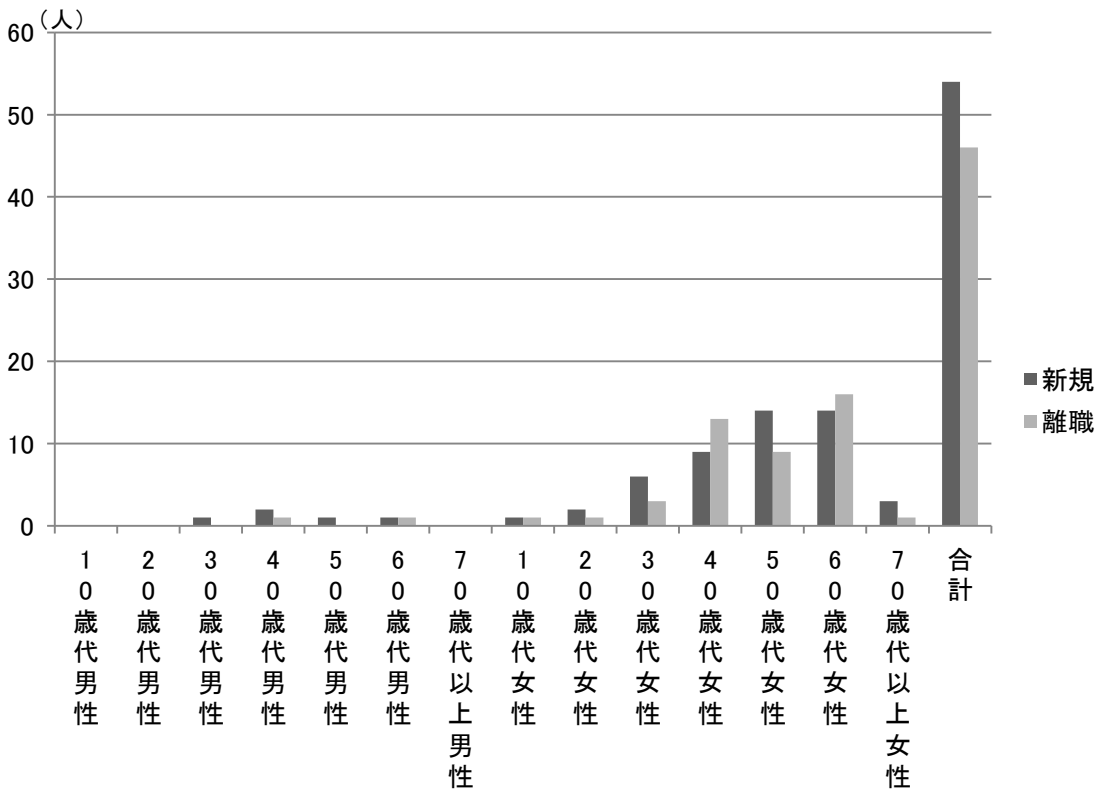
		市内(21)		市内(15)		合計(36)		
		新規採用	離職者	新規	離職	新規	離職	差引
常勤	10歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	20歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	30歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	40歳代男性	0	2	0	0	0	2	-2
	50歳代男性	1	0	0	0	1	0	1
	60歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	70歳代以上男性	0	0	0	0	0	0	0
	10歳代女性	0	0	0	0	0	0	0
	20歳代女性	0	0	0	1	0	1	-1
	30歳代女性	1	2	1	0	2	2	0
	40歳代女性	1	3	3	3	4	6	-2
	50歳代女性	2	2	7	2	9	4	5
	60歳代女性	2	1	1	0	3	1	2
	70歳代以上女性	0	1	0	0	0	1	-1
常勤合計		7	11	12	6	19	17	2
非常勤	10歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	20歳代男性	0	0	0	0	0	0	0
	30歳代男性	1	0	0	0	1	0	1
	40歳代男性	1	1	1	0	2	1	1
	50歳代男性	1	0	0	0	1	0	1
	60歳代男性	1	1	0	0	1	1	0
	70歳代以上男性	0	0	0	0	0	0	0
	10歳代女性	0	0	1	1	1	1	0
	20歳代女性	0	0	2	1	2	1	1
	30歳代女性	5	1	1	2	6	3	3
	40歳代女性	7	8	2	5	9	13	-4
	50歳代女性	9	6	5	3	14	9	5
	60歳代女性	9	12	5	4	14	16	-2
70歳代以上女性	3	1	0	0	3	1	2	

	非常勤合計	37	30	17	16	54	46	8
	総計	44	41	29	22	73	63	10

常勤



非常勤

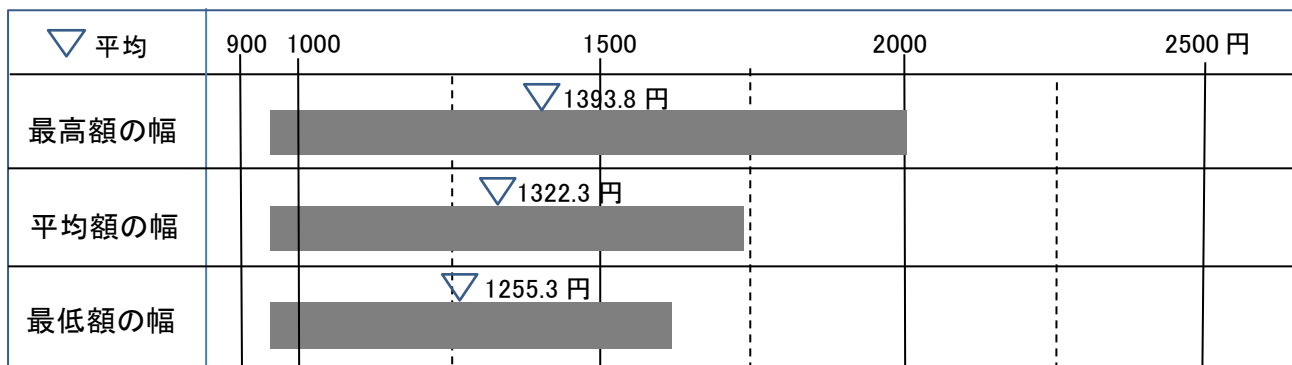


Q11、Q12: 職員等の時給

貴事業所に所属する訪問介護員のうち、パート・アルバイトなど、賃金の支払い形態が時間給で①生活援助のみ提供する職員、②身体介護を含めて提供する職員について、時給(最高・平均・最低)をご記入ください。

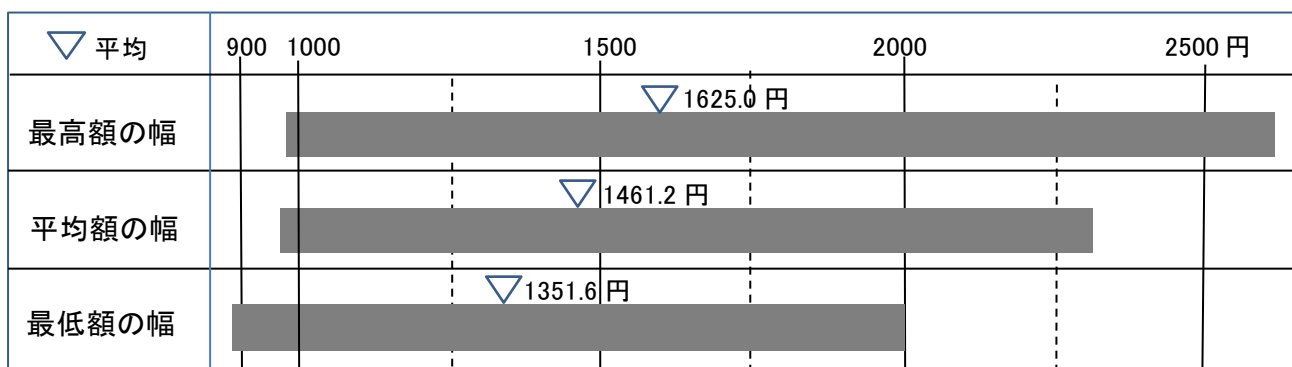
①生活援助	市内(21)	市内(15)	合計(36)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1375.4	1412.3	1393.8	930~2000
平均額	1264.8	1379.7	1322.3	930~1737
最低額	1185.5	1325.0	1255.3	930~1600

(円)



②身体介護	市内(21)	市内(15)	合計(36)	
	平均	平均	平均	回答額の幅
最高額	1639.7	1610.4	1625.0	970~2600
平均額	1388.5	1533.8	1461.2	960~2300
最低額	1233.9	1469.2	1351.6	890~2000

(円)



Q13: 専門的なサービスが必要なケース(例示ケース)

要支援の利用者のうち、下記の例に該当する「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース(総合事業ガイドラインに例示されるケース)」は、おおむね何人いらっしゃいますか。

- 例) ①認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者
 ②退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者
 ③ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
 ④心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
 ⑤ストーマケアが必要な者

市内(21)	市内(15)	合計(36)
61	33	94

(人)

Q14: 専門的なサービスが必要なケース(例示ケース以外)

Q13 の例に記載されているケース以外の「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース」について、貴事業所が考える具体的なケースがございましたらご記入ください。

○うつ病などの精神疾患があり、買い物などの日常生活に支障がある場合、コミュニケーションにおける専門的な知識や技術が必要となる。

○視覚障害の方の外出同行(買物、公共料金支払い等)で誘導が必要。

○行っているサービスは2回(週)の買物代行と他の家事支援だが呼吸器疾患に加え、精神的な不安定さ(うつ症状)がある。

○高齢化と独居の組み合わせ事例。

○同居の家族が高齢であったり障がいがある事例。

○認知機能が低下し、家族の介護力が低い場合。

○高齢化と疾患(糖尿病、心疾患)の組み合わせ事例。

○保清や整理ができない。

○脳梗塞後遺症のため、左上腕下肢少々麻痺があり、ふらつきがある等。

○目や耳の不自由な方や日常生活に支障のある人もいる。ガイドラインに記載されているケースばかりではない。

○独居で見守りや家庭環境に問題があるケース(家族が疎遠等)。

○入浴介助。

○腰痛、膝痛等の痛みにより、長時間の立位での作業が困難な場合の生活支援。

Q15:平成 29 年度提供予定サービス種類

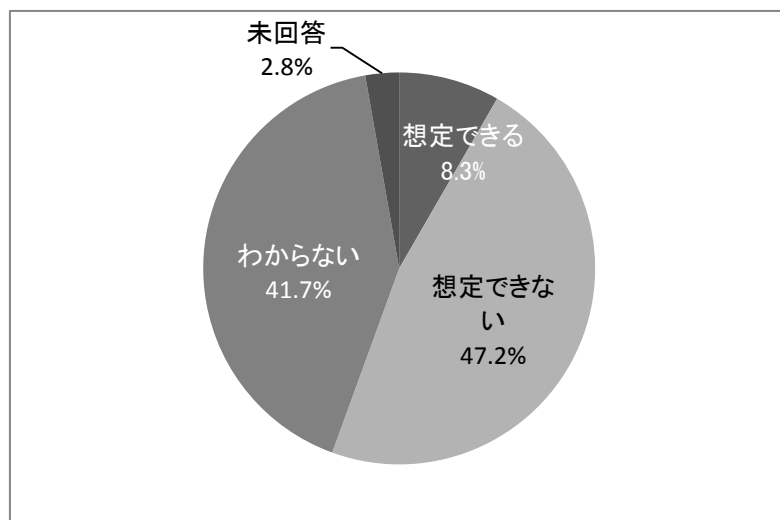
平成29年度に、貴事業所が提供を予定しているサービス種類について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
訪問介護	21	14	35
介護予防訪問介護	19	13	32
総合 現行相当	9	10	19
総合 訪問型緩和	2	2	4

Q16:基準を緩和した訪問型サービスの想定

貴事業所では、生活援助のみを提供する「資格を持たない人材」を新たに雇用し、「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース」以外の利用者に対してサービスを提供すること(以下、訪問型サービス A)を、現実的に想定することができますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

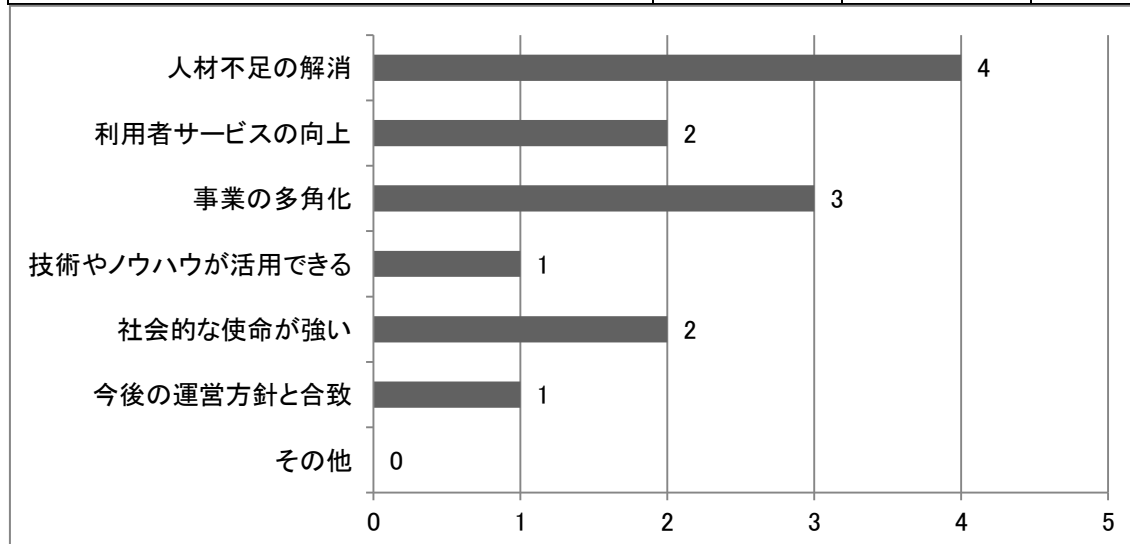
	市内(21)	市内(15)	合計(36)
想定できる	2	1	3
想定できない	9	8	17
わからない	9	6	15
未回答	1	0	1



Q17-1: 基準を緩和した訪問型サービスが想定できる理由

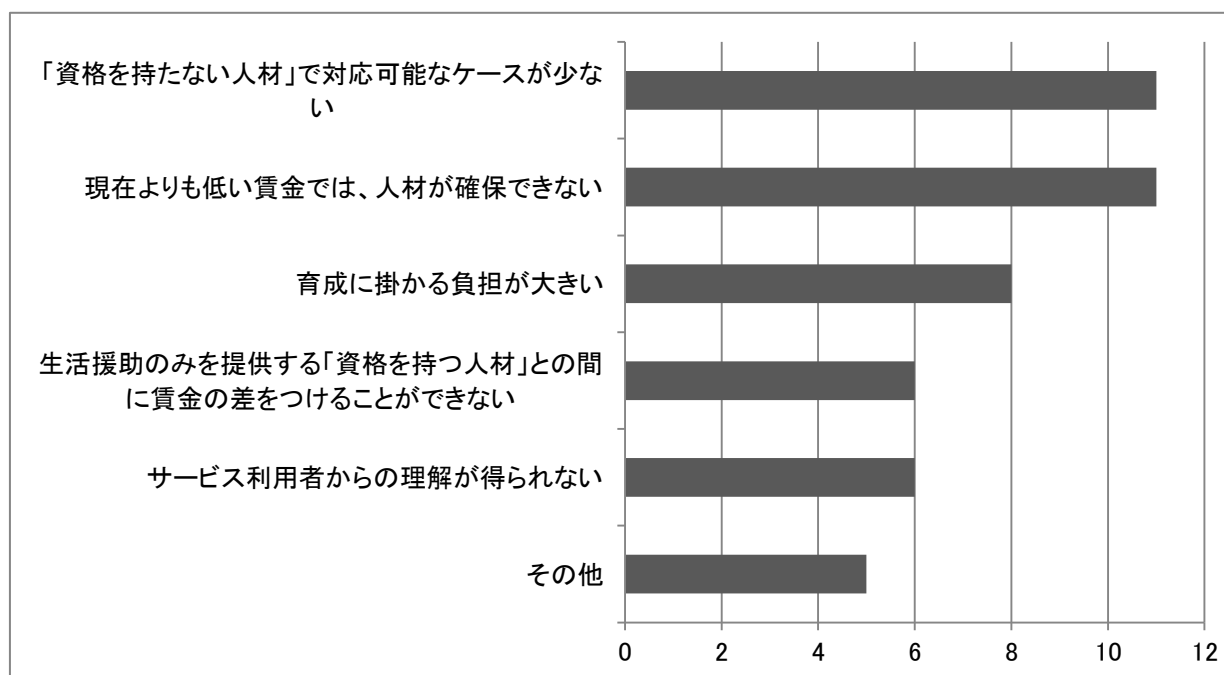
Q16で「想定できる」とお答えの事業所に伺います。訪問型サービスAを現実的に想定できる理由について、あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
人材不足の解消を図ることができるから	3	1	4
利用者サービスの向上のため	1	1	2
事業の多角化のため	2	1	3
事業所の持つ技術やノウハウが活用できるから	1	0	1
社会的な使命が強い分野であるから	2	0	2
法人の今後の運営方針と合致するから	1	0	1
その他(ある場合は○)	0	0	0
合計	10	3	13



Q17-2: 基準を緩和した訪問型サービス(訪問型サービスA)が想定できない理由

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
「資格を持たない人材」で対応可能なケースが少ない	6	5	11
現在よりも低い賃金では、人材が確保できない	7	4	11
育成に掛かる負担が大きい	4	4	8
生活援助のみを提供する「資格を持つ人材」との間に賃金の差をつけることができない	3	3	6
サービス利用者からの理解が得られない	3	3	6
その他(ある場合は○)	3	2	5
合計	26	21	47



★その他の自由記述

○訪問介護、介護予防訪問介護事業所が一体的に運営を行うのはそぐわないと判断しているため(専門性、事業の性質、人材確保)。

行うならば別個に行くか、もしくは他業種参入の方が良いと思います。

○サービスのみを提供であれば可能かもしれないが、その他の観察や体調確認の部分を考えると生活援助のみとはいかないことがあるため想定できない。

○利用者の高齢化、認知機能の低下等のため、サービス提供には品質と責任が必要。生活援助でも個人宅へ訪問対応するため、資格、一定の研修を義務づける必要がある。認知症症状の利用者が増加しており、普通の人では対応困難。

○総合事業の家事の内容について、現在の段階について明確でなく、ケアマネのプランに基づいて動くサービスより家事のサービスが幅広く、利用者、事業所、ともにさまざまなトラブルがでてしまうように思う。(不満の例:利用者さん)利用料が上がり、生保の方の支払額(働き手)低賃金でハードな家事も求められてしまう。

○サービス時の体調変化がわからないのでは？

○資格をもつ者との差がつけにくい。また、人材確保に困難が予想される。現状の人員で行うことが困難。

○保険単価の問題。ムダな生活援助になると思う。

○利用者宅での緊急対応等が出来ない。(転倒、発熱、移動)

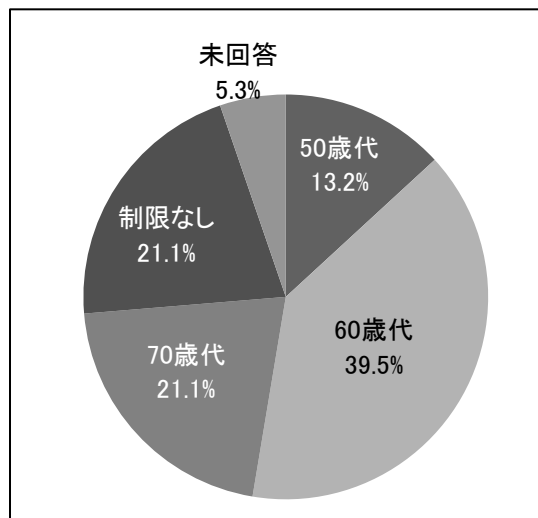
○生活支援で入っていたご利用者様に身体的な支援が必要になった時に、臨機応変な対応ができない。(ヘルパー交代の必要性がでてくる。)

Q18: 資格を持たない人材の年齢

貴事業所が「資格を持たない人材」を雇用することを想定した場合、雇用される方の年齢はどの程度が上限になると思われますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

	市内(21)	市外(15)	合計(36)
50 歳代	3	2	5
60 歳代	7	8	15
70 歳代	3	5	8
制限なし	6	2	8
未回答	2	0	2

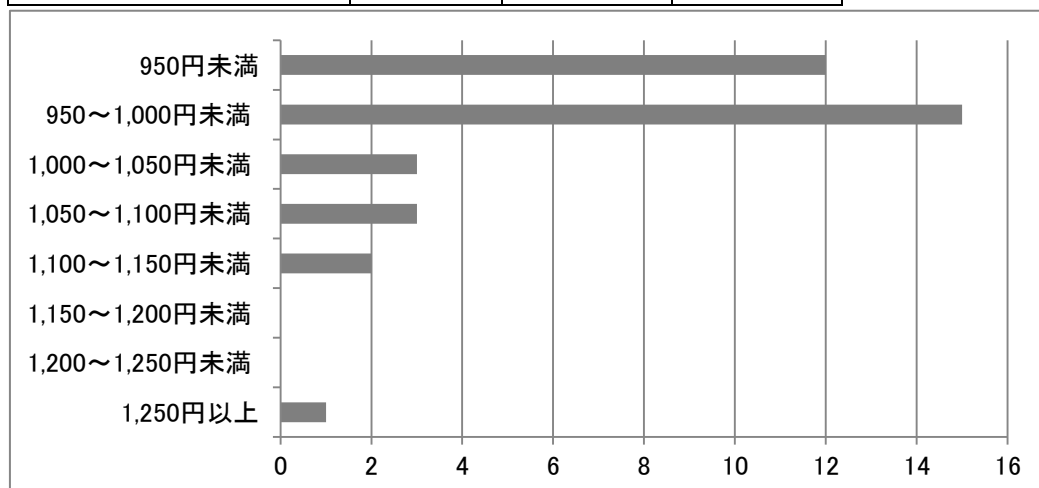
* 複数回答 2



Q19: 資格を持たない人材の時給

貴事業所が「資格を持たない人材」を雇用することを想定した場合、雇用される方の時給はどの程度になるとと思われますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

	市内(21)	市外(15)	合計(36)
950 円未満	6	6	12
950～1,000 円未満	10	5	15
1,000～1,050 円未満	2	1	3
1,050～1,100 円未満	2	1	3
1,100～1,150 円未満	1	1	2
1,150～1,200 円未満	0	0	0
1,200～1,250 円未満	0	0	0
1,250 円以上	0	1	1



Q20: 資格を持たない人材の業務内容

貴事業所が「資格を持たない人材」を雇用することを想定した場合、業務内容はどのようなものになると思われますか。あてはまるものすべてに○印をご記入ください。

	市内(21)	市内(15)	合計(36)
調理	17	8	25
洗濯	16	13	29
掃除	17	12	29
買物	16	10	26
その他（具体的にご記入ください）	2	1	3

★その他の自由記述

○生活援助全般。ただし、観察や状況報告といった部分には従前の専門性は期待できないため、単純に生活支援行為のみにとどまるものと思われる。

○草取り、窓拭き、カーテン洗い、ゴミ出し。

○デイサービス等の施設利用型と違い、個人宅訪問型については資格(勉強してきた)を持っている方が多い。

○身体介護以外のサービス。

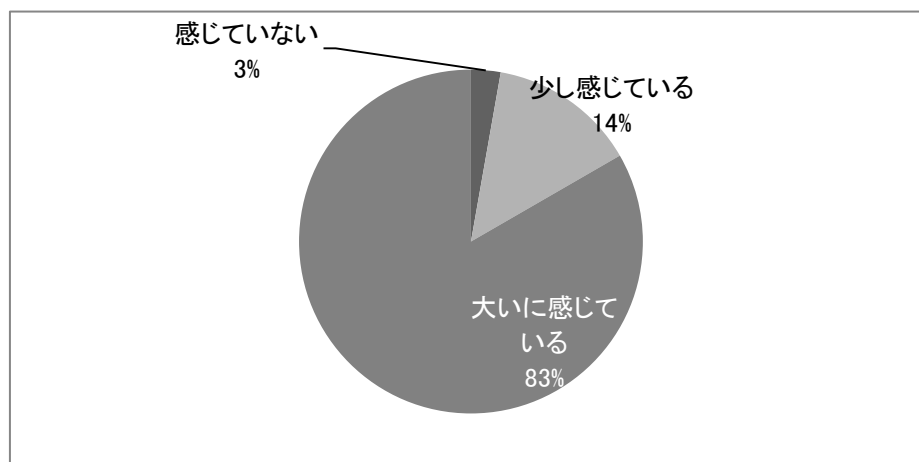
○上記(調理、洗濯、掃除、買物)のみなら OK だと思うが、変化などあった場合が不安。

○住宅内(館内)清掃、誘導、ナースコール対応。

Q21: 訪問介護員の不足

貴事業所において、訪問介護員不足を感じていますか。該当する選択肢 1 つに○印をご記入ください。

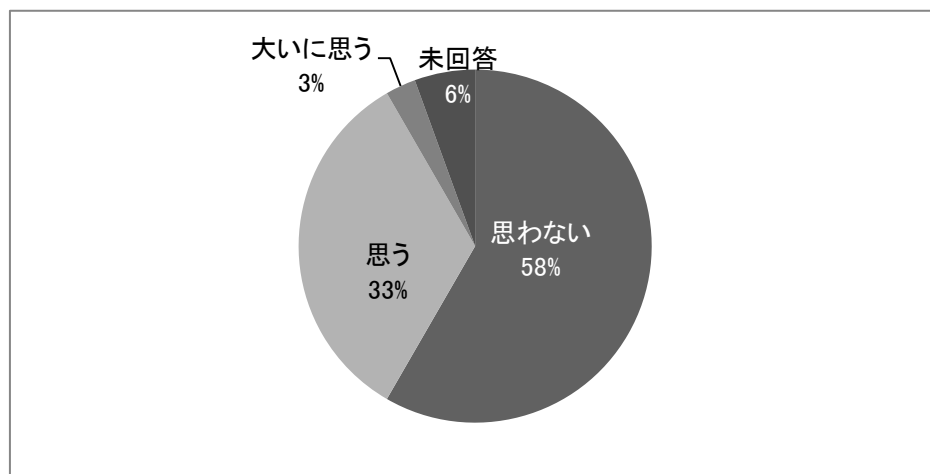
	市内(21)	市外(15)	合計(36)
感じていない	0	1	1
少し感じている	3	2	5
大いに感じている	18	12	30



Q22: 担い手の拡大

Q21 で「少し感じている」、「大いに感じている」とお答えの事業所に伺います。訪問型サービス A は事業の担い手の拡大につながると感じますか。該当する選択肢 1 つに、○印をご記入ください。

	市内(21)	市外(15)	合計(36)
思わない	10	11	21
思う	9	3	12
大いに思う	1	0	1
未回答	1	1	2



Q23: 留意すべき事項、緩和してほしい要件、介護報酬等

本市において、訪問型サービス A を導入し、貴事業所が参入することを想定した場合、参入に向けて留意すべき事項、緩和してほしい要件、介護報酬等について、自由にお書きください。

- 最低限の移動時間分も含めた賃金を支払うことができるような介護報酬が必要だと思います。
- 書類の簡素化(現在いるヘルパーが行うケースもあると思うと時給だけ下がるのはおかしい)。
- (当事業所では訪問型サービス A の導入は検討しない予定ですが)事業運営主体が法人でなくても最低限の人材要件、労災、損害賠償対応が負える環境があれば、自由に参入させても良いと考えます。その点で市のボランティア保険等の活用、適用拡大をご検討いただきたい。
- 事務手続き、必要書類の簡素化、必要書類の様式の簡易化。提供できるサービス内容の範囲の明確化。
- 介護職員の処遇改善加算 I を継続していかないと、時給維持できない状態だが、書類作成や実施すべき項目が多く、毎年変更点もあり、時間と労力がかかっている。単価自体をあげていただけるとよい。利用者側が利用するにあたり、サービスの違いを理解できるよう留意しないと感じています。
- サービスの必要性の有無にかかわる線引きをわかりやすくはっきりしていただきたいと思います。
- 介護報酬については検討してほしい。
- 事故について留意する必要があると思う(身体介護が行えないことから)。

- 生活援助についての線引きを行ってほしい(本人、家族にもよるが全てを補うことができない)。
- 一定の研修を義務づけ、市主催で研修会を行うこと。
- 報酬は今でも低いので下げない方がよい(運営不可になる)。
- 今のところは想定できません。
- 現時点ではわからない。
- 有資格者が必ずしも訪問介護員としての自覚があるわけでもなく、人格的にも劣る方が多いと感じた。何よりも人間の質、常識的な感覚の持ち主が必要である。資格がなくても事業者が認めた人員を雇用していくのが介護の質が向上していくことにつながると思う。
- 資格を持たない人が 950 円～1000 円だとしたら、資格がある人にはそれ以上にしなくてはならない。介護職員の介護報酬が上がらないと！！
- 資格を持たない人材の研修方法。具体的な介護報酬等。
- 介護報酬について、有資格者とそうでないものの時給について、差をつけやすいものであってほしい。
- 掃除や洗濯をたとえにしても、日ごろとの違いが分かるのは専門職として訓練されているからだと思う。調理にしても透析患者や嚥下に障がいがある利用者に対して専門的知識は必要になると思う。
- 制度を使うため＝税金のサービスであることの啓蒙をしてほしい。
- 介護報酬を含め現行での移行を願います。
- 訪問型サービス A の導入、想定できない。